

施設におけるインフルエンザ及び
感染性胃腸炎(ノロウイルス)発症に伴う対応について

【インフルエンザ】

- 1 利用者及び職員(給食等の常駐者、実習生を含む。以下同じ)がインフルエンザ様症状(38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状(鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳))を発症した場合

※発症者が3人未満の場合は、区への報告は不要です。

- (1) 当該発症者に通所を取りやめさせ、直ちに医療機関を受診させる。
- (2) 施設において、うがい・手洗いを励行するとともに、利用者の体調に注意し、変化があった場合は、直ちに医療機関を受診させる。(職員も同様)
- (3) 当該発症者の通所については、医療機関の診断を優先させることとする。
[通所再開の目安]…発症後5日かつ解熱後2日(幼児の場合は3日)を経過した後

- 2 インフルエンザ様症状(38℃以上の発熱者(利用者及び職員)及び急性呼吸器症状(鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳))の**発症者が【3人以上】になった場合**

※要報告

(1) 区への報告について

発症人数により、下記のとおり報告を行うこと。なお、報告は当該発症者の通所を休止させている間(土日祝日は除く)は、毎朝定期的に行うものとする。

ア 当該発症者(休暇の者を含む。)が3人以上10人未満の場合

⇒ 別紙「インフルエンザ・ノロウイルス報告書」により、すぐに障害福祉課事業者係に郵送または窓口持参、メールにて報告する。

イ 当該発症者(休暇の者を含む。)が10人以上の場合【要保健所報告】

⇒ 障害福祉課事業者係へ電話連絡の上、別紙「インフルエンザ・ノロウイルス報告書」を障害福祉課事業者係及び保健所保健予防課感染症対策係に提出する。区は、保健所と連携を取り、指導及び必要に応じてクラスターサーベイランスの対応を実施する。

- (2) 感染拡大を防止するため、利用者の保護者に対して注意喚起文書とともに通所前の検温を実施するように依頼し、連絡帳等により施設において把握する。
- (3) 施設においては、うがい・手洗いを励行するとともに、通所直後及び午後等に利用者の検温を必ず実施する。体調に変化があった場合は、直ちに医療機関を受診させる。(職員も出勤前に必ず検温を行うこと。)
- (4) 施設の状況によっては、区が施設及び法人に対して、施設利用者の通所を自粛するよう要請(通所自粛要請)を行い、区ホームページに「福祉施設の対応状況」を掲載する等の対応を行うことがある。
- (5) 保健所からウイルス検査等の実施依頼があった場合には、協力すること。

3 施設の休所及び治癒証明について

- (1) 施設の休所
発症者の人数など、区の基準はないため、原則として施設または法人で検討し、休所するかどうかを決定する。また、決定後は必ず障害福祉課事業者係に報告すること。
- (2) 治癒証明
社会福祉施設においては、利用者からの治癒証明の提出は必須ではないが、発症者が通所を再開するにあたっては、施設は保護者等からの聞き取り、利用者本人の状態などを確認したうえで通所させること。

【感染性胃腸炎(ノロウイルス)】

1 利用者及び職員に、感染性胃腸炎によるものと思われる嘔吐や下痢等の症状が出た場合 **※人数によらず要報告**

- (1) 当該発症者に通所を取りやめさせ、直ちに医療機関を受診させる。
- (2) すぐに障害福祉課事業者係に電話にて一報を入れる。その後、別紙「インフルエンザ・ノロウイルス報告書」により郵送または窓口持参、メールにて報告する。
※通所を休止させている間(土日祝日は除く)は、毎朝定期的に利用者及び職員の発熱、休暇の状況等を障害福祉課事業者係へ報告する。
- (3) 感染力の強いノロウイルスの感染拡大を防止するため、利用者の保護者に対して、注意喚起文書により、自宅で嘔吐や下痢等が発症した場合の施設への連絡と欠席の要請を行う。

- (4) 施設においては、利用者、職員等、出入りする方の石鹼を使用した手洗いを徹底する。
- (5) 施設内での嘔吐物等は、換気を十分に行いながら、必ずマスク、ビニール手袋、エプロンを着用して、ビニール袋に入れて処理する。処理後は石鹼で十分に手洗いする。
- (6) 手すり、ドアノブ、水道の蛇口等、利用者等の手が触れる場所を中心とした消毒を徹底する。
- (7) 消毒は、塩素系消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）を使用する。
- (8) その他の利用者の体調に注意し、変化があった場合は、医療機関を受診させる。職員も、体調に変化があった場合は、利用者同様、すぐに医療機関を受診する。
- (9) 当該発症者の通所については、医療機関の診断等によるものとし、症状等が治まってから、最低でも1週間は、食品に関わること（配膳等も含む。）は一切しないこと。

【報告先・問い合わせ先】

葛飾区福祉部障害福祉課事業者係

電話:03-5654-8262 メール:075000@city.katsushika.lg.jp